

寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例の一部  
を改正する条例をここに公布する。

平成 30 年 6 月 22 日

寒川町長 木 村 俊 雄

## 寒川町条例第 16 号

寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する  
条例の一部を改正する条例

寒川町災害派遣手当及び寒川町武力攻撃災害等派遣手当の支給に関する条例(平成  
18 年寒川町条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「第 2 条に規定するホテル営業又は旅館営業」を「第 2 条第 2 項に規定  
する旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。